平成２６年（フ）第１４９３号
名古屋市守山区四軒家１丁目710番地　医療法人香流会紘仁病院内、住民票上の住所名古屋市守山区新城21番３号　しんしろの憩301
破産者　青島　　栄
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６０７号
名古屋市守山区小幡中３丁目27番10号
破産者　高坂　聡志
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６８１号
愛知県あま市七宝町桂角田14番地　ふじ荘10号
破産者　窪田　隆三
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９９１号
札幌市豊平区平岸６条13丁目６番１―208号、破産手続開始時の住所札幌市豊平区平岸１条９丁目３番５―662号
破産者　木村　大輔
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０８１号
札幌市西区平和２条２丁目４番20号
破産者　宮嶋　　暁
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０９０号
札幌市手稲区手稲本町２条５丁目７番11号
破産者　照井久美子
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５４号
仙台市宮城野区幸町３丁目13番７―205号
破産者　山添　澄子
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４９号
福島県南会津郡下郷町大字白岩字北上平595番地
破産者　油井　　勇
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第２１７号
埼玉県入間市上小谷田２丁目６番39号
破産者　北村　伸太
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２１８号
埼玉県入間市上小谷田２丁目６番39号
破産者　北村　郁子
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３３３号
埼玉県所沢市小手指南１丁目25番地の195
破産者　長鳥　加丸（従前の氏名チョウドリパルウエズ，カマル）
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３４６号
埼玉県川越市大字小ケ谷605番地１　アシッドハウスＡ棟201号室
破産者　島田　英輔
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４８５号
埼玉県川越市旭町１丁目９番地26
破産者　深谷　　仁
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１１７号
長野県上田市腰越89番地
破産者　長張　正敏
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第３２０号
静岡県賀茂郡河津町浜331番地、前住所静岡県伊豆の国市韮山土手和田88番地の２　レアールマンション高田303号
破産者　江田　　保
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第９０１号
神戸市長田区鶯町２丁目３番38号　東照寺文化２階
破産者　佐藤タイヤこと　佐藤　史郎
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０４号
神戸市中央区北長狭通４―２―９　コンフォール元町1002、住民票上の住所兵庫県小野市育ケ丘町1474番地の20
破産者　加芝　忠二
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６８１号
神戸市北区北五葉７丁目１番14―508号、従前の住所神戸市北区緑町２丁目４番７―２号
破産者　坂本　　薫
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８４号
鹿児島県鹿児島市希望ヶ丘町12番11号
破産者　郡山万里子
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係